

第2章 これまでの取組

- 1 前計画について
- 2 これまでの取組や成果
- 3 前計画の総括と課題、今後の方向性

本市では、平成 11（1999）年 3 月に策定した「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」、平成 18（2006）年 3 月策定の「第二次川越市国際化基本計画」、平成 23（2011）年 3 月策定の「第三次川越市国際化基本計画」、平成 28（2016）年 3 月策定の「第四次川越市国際化基本計画」に基づいて、市民および国際交流や多文化共生に関係する市民団体などと協働し、地域の多文化共生や国際化施策を展開しています。

第四次川越市国際化基本計画の基本目標

基本目標 1	外国籍市民への支援の充実
基本目標 2	国際感覚に優れた市民の育成
基本目標 3	外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
基本目標 4	姉妹・友好都市交流の充実

1 前計画について

「第四次川越市国際化基本計画」では、上記目標を達成するため、4つの柱、13の施策類型に分類し、50の事業を展開してきました。計画期間の最終年はコロナ禍の影響などを踏まえて1年延長し、計画終期は令和3年度末となっています。

2 これまでの取組や成果

前計画における施策の柱ごとの、これまでの取組や成果の一例は以下のとおりです。

(1) 外国籍市民への支援の充実

ア 日本語教室の開催

【事業内容】

日常生活で直面する言葉の壁に対する支援として、国際交流センターにおいて、日本語ボランティアによる日本語教室「クラッセで日本語」を実施しました。また、NPO 法人⁶やボランティア団体との共催による日本語教室を開催しました。



日本語教室

【事業実績】

国際交流センターで実施された日本語教室

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
開催回数（回）	407	406	399	351	70	326.6
延べ利用者数（人）	4,711	3,767	4,008	3,612	232	3,266

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、日本語教室「クラッセで日本語」は年間を通じて休止となりました。

イ 外国籍市民相談の開催

【事業内容】

外国籍市民の家庭生活や社会生活における相談に応じ、適切な指導や助言を行いました。外国語（中国語・ベトナム語）による生活相談、法律相談、在留資格相談を実施しました。

【事業実績】

国際交流センターで実施された外国籍市民相談

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
相談件数（件）	61	74	55	52	16	51.6

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催を一部取りやめました。

⁶ 「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のこと。

(2) 国際感覚に優れた市民の育成

日本語ボランティアの育成

【事業内容】

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを育成するため、日本語ボランティア講座を実施しました。また、既に活動している日本語ボランティア向けにスキルアップのための研修を実施しました。

【事業実績】

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
延べ出席者数（人）	1,117	1,113	783	529	127	733

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催回数や参加者数を縮小のうえ、実施しました。

(3) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民会議の開催

【事業内容】

外国籍市民を委員とした市民会議を開催し、外国籍市民の提案や視点を市政に取り入れるよう努めました。

【主な提言内容】

- ・外国籍の子どもたちに向けた教育支援（令和2年度）
- ・東京2020オリンピックでの熱中症対策（令和元年度）
- ・川越の医療について（平成30年度）

上記の提言を受け、「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド（第2版）」の発行や、東京2020オリンピックのゴルフ競技開催に向けた多言語版熱中症対策うちわの作成などの成果につなげることができました。



外国籍市民会議の様子

(4) 姉妹・友好都市交流の充実

中学生交流団などの相互派遣事業の実施

【事業内容】

本市の未来を担う中学生の国際理解を深めるため、海外姉妹都市へ中学生交流団を派遣しました。また、海外姉妹都市からの青少年交流団の受入れ時にホームステイや学校訪問を通じて、多くの市民が関わることができる交流事業を実施しました。

【事業実績】

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
派遣者数（人）	(※1) 0	25	25	25	(※1) 0	15
受入れ時の 交流者数（人）	(※2) —	65	(※2) —	105	(※2) —	85

※1 平成28年度は欧州でのテロ頻発、令和2年度はコロナ禍により派遣を見送りました。

※2 受入れ交流は、隔年で実施するため、平成28年度、平成30年度、令和2年度は該当ありません。



川越市中学生交流団がアメリカ・オレゴン州セーラム市を訪問



山村学園高等学校を訪問した姉妹都市ドイツ・オッフェンバッハ市青少年交流団

3 前計画の総括と課題、今後の方向性

(1) 前計画（第四次川越市国際化基本計画）の総括

本市では、「すべての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくり」の理念を掲げ、多文化共生社会の実現を推進していくことを目的に平成28（2016）年3月に策定した「第四次川越市国際化基本計画」に基づく諸事業を推進することにより、理念の実現に向け一定の成果を上げてきました。

その後、平成31（2019）年4月に新たな在留資格（特定技能）が創設され、国が外国人材受入れの門戸を広げる方針を決定したことから、今後ますます生産年齢人口を中心とした在留外国人の増加が見込まれます。本市においても国の新しい方針の影響を受けて、若い在留外国人の流入が増える見込みであることから、子育てや教育分野などを中心に、外国籍市民に向けた様々な対応がますます必要になるものと予想されます。

このような社会状況の変化を踏まえて、外国籍市民も暮らしやすい多文化共生社会の実現をさらに推進するため、前計画を見直しつつ、継続的に実施していくだけでなく、国が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき計画の体系を一新し、新たな施策を追加的に講じていく必要があります。

(2) 前計画（第四次川越市国際化基本計画）における課題

「第五次川越市国際化基本計画」の策定にあたり、川越市国際化基本計画審議会や川越市国際化基本計画検討委員会において前計画の推進状況について検討を行い、以下のとおり課題を抽出しました。

①外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

これまででは、主に多文化共生の拠点施設である川越市国際交流センターでの日本語教室の充実に努めてきましたが、外国籍市民が広く市内に居住している実情を踏まえて、今後は日本語教室の空白地域に新たな拠点を展開し、幅広く日本語教室を開催していくことが求められています。

また、学習内容も外国籍市民のニーズの移り変わりに対応する必要性が生じています。今後は市内の各地区において、学習者のニーズに合った日本語の学習機会を提供できるような取組（日本語教室の多様化や多拠点化など）を推進することが必要とされています。

②通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度を運用していますが、利用日時の調整やマッチングに時間を要することから、利用件数は伸び悩んでいます。行政窓口を利用する外国籍市民が増加していることから、時間と距離の制約を克服可能なICT⁷の活用による同制度の利便性の向上が課題となっています。

③留学生の支援

本市内には4つの大学が立地し、それらのキャンパスに通う留学生も数多く在住しています。前計画でも留学生の支援を掲げ、留学生も参加するインターンシップ制度の検討や、市内就労支援の検討を行いましたが、市内企業と留学生とのマッチングの難しさなどの理由により、実現に至りませんでした。新たな取組の実施が課題となっています。

④日本語ボランティアの育成

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを養成してきましたが、令和元年度に実施した「川越市国際化に関する市民意識調査」の結果によれば、外国籍市民向けに日本語ボランティアによる日本語教室が国際交流センターで開催されていることを知らない日本人市民の割合が約8割に上っています。

このように市民に対する日本語ボランティア活動についての周知が不十分なことから、新たな人材の確保も順調とは言えない状況にあります。今後ますます高まる日本語学習ニーズにどう応えるのかが課題となっています。

⑤学校での外国籍児童生徒等への支援

外国籍市民が増加するにつれ、市内の小中学校では、日本語が不得意なために学校生活への適応が難しい児童生徒の数が増えています。語学指導補助員の派遣を行っているものの派遣回数十分でない現状があり、今後どのように外国籍の児童生徒をサポートしていくのかが課題となっています。

⁷ 「ICT」とは、通信を使ってデジタル化された情報をやりとりする技術。

(3) 今後の方向性

前計画における課題や、多文化共生を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後の方向性を以下のとおり定め、多文化共生社会の実現に資するさまざまな取組を実施していきます。

①外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

市内の各地区において、ボランティアによる自主的な日本語教室の立ち上げを支援するほか、新たにオンラインによる学習機会の環境を整えます。

また、ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援の検討を行います。

②通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

通訳・翻訳ボランティア登録制度の見直しを行い、効果的な運用が出来るよう改善に努めるとともに、ICTの活用について検討します。

③留学生の支援

市内に4つの大学が立地するという特徴を生かし、高度な知識、技能を有する外国人材の市内企業への就労につなげる取組について、市内大学や川越商工会議所などと連携しながら検討します。

④日本語ボランティアの育成

外国籍市民向けに開催している日本語教室について周知を図るとともに、日本語を教えるボランティアの育成に努め、オンラインによる学習をはじめとする、ボランティアが活躍できる機会の提供に努めます。

⑤学校での外国籍児童生徒等への支援

学校における外国籍児童生徒の実態把握に努め、外国籍児童生徒のレベルにあった適切な学習指導を行い、日本人児童生徒と一緒に学校生活を送れるような支援について検討します。